

発議案第 2 号

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 3 月 26 日

提出者	盛岡市議会議員	工 藤 健 一
賛成者	盛岡市議会議員	兼 平 孝 信
〃	〃	庄 子 春 治
〃	〃	小笠原 秀 夫
〃	〃	浅 沼 克 人
〃	〃	太 田 隆 司
〃	〃	中 村 亨
〃	〃	千 葉 伸 行
〃	〃	神 部 伸 也
〃	〃	竹 田 浩 久
〃	〃	村 田 芳 三
〃	〃	豊 村 徹 也
〃	〃	佐 藤 尚 弘
〃	〃	縄 手 豊 子
〃	〃	後 藤 百合子

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

盛岡市議会委員会条例（昭和31年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務常任委員会の項中「市民部並びに」を「市民部及び」に改め、「及び税務住民課」を削り、同表教育福祉常任委員会の項中「玉山総合事務所健康福祉課」を「玉山総合事務所住民福祉課」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の盛岡市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2項の規定により設置された総務常任委員会又は教育福祉常任委員会の委員である者は、改正後の盛岡市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定により設置された総務常任委員会又は教育福祉常任委員会の委員とみなし、その任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第3条第1項の規定による総務常任委員又は教育福祉常任委員の任期の満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の規定により置かれた総務常任委員会又は教育福祉常任委員会の委員長又は副委員長である者は、改正後の条例第6条第2項の規定により互選されたものとみなし、その任期は、前項の規定による常任委員の任期の満了の日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により総務常任委員会又は教育福祉常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例の規定により総務常任委員会又は教育福祉常任委員会に付託されたものとみなす。

提案理由

総務常任委員会及び教育福祉常任委員会の所管に属する事項を変更しようとするものである。